

集團犯罪に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

昭和廿八年四月拾九日

集團犯罪に関する質問主意書

一、集團犯罪にも、大、中、小の形がある。小型集團犯罪がスリ闇の一昧である數名で巧みに電車、列車内を犯す連中で全國都市を中心に毎日何百件もある花咲く今頃は特に多く一人の警察官で手も足も出ず見送つてある現狀を政府は知るや処見を問う、第何國人か不明の人々があるとも言うが事實は内地の事件で二、三人の警官の集團防犯團を作らねば捕捉出來ない政府に之の実行案の有無、治安保全の爲の処見を問う。

二、中形、大形の集團に対しては警官の集合に便なる様遠隔通勤方式を廃し一單位、警察署中心集合式宿舎を用意すべきで政府の治安政策さえ良ければ数年芦田内閣は存続出来ると信ずるが國民至幸の爲の処見を問う。

右質問に対し、御答弁を求む。